

# 中之条労働基準監督署からのお知らせ（令和8年5月号）

〒377-0424 吾妻郡中之条町大字中之条町664-1 ☎0279-75-3034

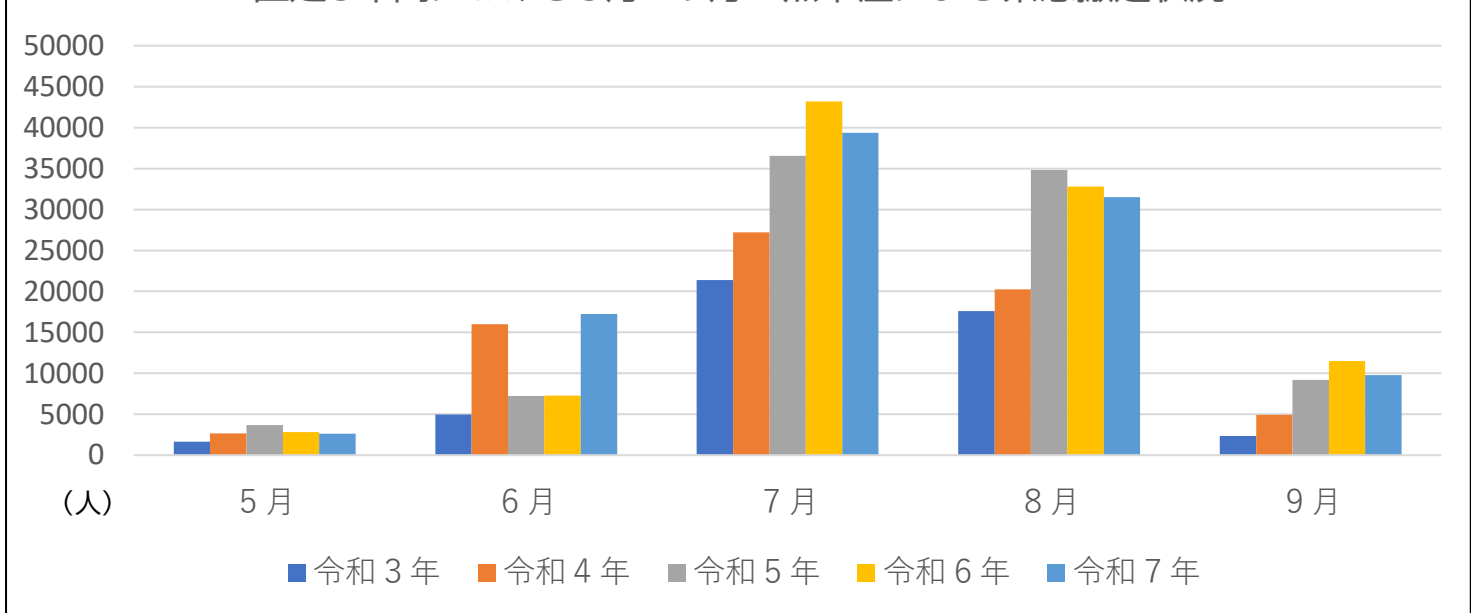
今年は全国的に高い気温であったため、桜の開花が平年より1週間から10日ほど早く、また4月にもかかわらず気温30℃越えの「真夏日」を迎えた地域もありました。また先日の気象庁の報道発表によりますと、最高気温が40℃以上の日の名称を「酷暑日」に決定したとのことで、今後、「酷暑日」と予想される日が増えていくかもしれません。

5月から9月までは「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」期間です（7月は重点取組期間）。中之条労働基準署管内においても4月に最高気温が20℃を超えた日が散見され、今年は昨年以上に暑さが予想されているとのことです。暑い時期はすぐにやって来ますので、熱中症防止に向け早期に取り組んでいただきますようお願いいたします。

## 1 5月～9月の熱中症による緊急搬送状況

下記の資料は総務省が公表している5月から9月までの熱中症による緊急搬送状況です。これらは労働者を含み、各年の5月から9月までの期間に熱中症により搬送された人数や初診時における傷病程度別割合を示しております。各年共通して、STOP!熱中症クールワークキャンペーンの重点取組期間である7月に熱中症により緊急搬送された方が最も多く、また初診時に中等症から死亡まで診断された方の合計が3割以上となっております。

直近5年間における5月～9月の熱中症による緊急搬送状況



	初診時における傷病程度別(人)							
	死亡	重症	中等症	軽症	その他	合計		
令和7年	117	2,217	34,399	63,447	330	100,510	死亡	初診時において死亡が確認されたもの
	0.1%	2.2%	34.2%	63.1%	0.3%	100%	重症	傷病程度が3週間以上の入院加療を必要とするもの
令和6年	120	2,178	31,194	63,718	368	97,578	中等症	傷病程度が重傷または軽症のもの
	0.1%	2.2%	32.0%	65.3%	0.4%	100%	軽症 (外来診療)	傷病程度が入院加療を必要としないもの
令和5年	107	1,889	27,545	61,456	470	91,467	その他	医師の診断がないもの及び傷病程度が判明しないもの、その他の場所へ搬送した もの
	0.1%	2.1%	30.1%	67.2%	0.5%	100%		
令和4年	80	1,633	22,586	46,411	319	71,029	その他	医師の診断がないもの及び傷病程度が判明しないもの、その他の場所へ搬送した もの
	0.1%	2.3%	31.8%	65.3%	0.4%	100%		
令和3年	80	1,143	16,463	29,758	433	47,877	その他	医師の診断がないもの及び傷病程度が判明しないもの、その他の場所へ搬送した もの
	0.2%	2.4%	34.4%	62.2%	0.9%	100%		

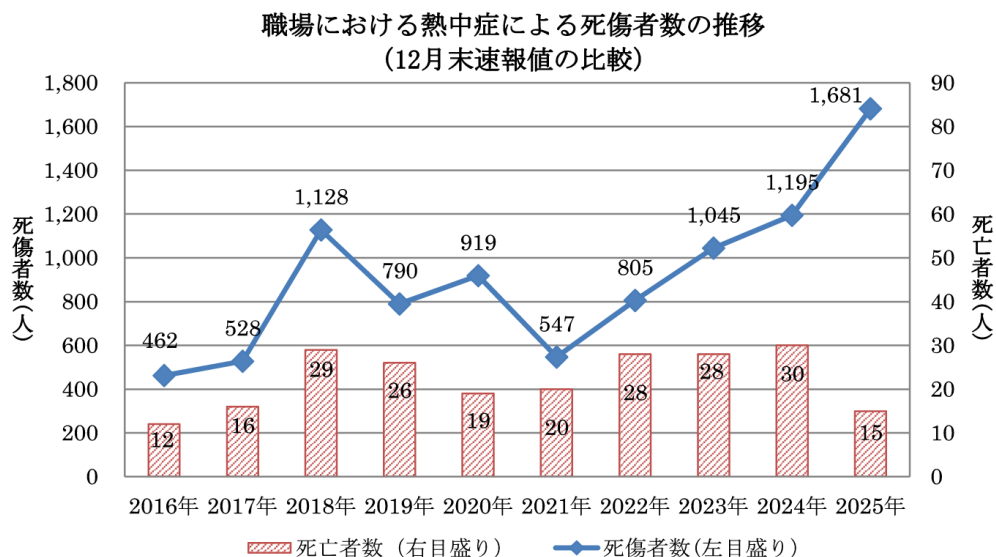
出典：総務省「令和7年(5月～9月)の熱中症による緊急搬送状況」

[https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/items/r7/heatstroke\\_nenpou\\_r7.pdf](https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/items/r7/heatstroke_nenpou_r7.pdf)



## 2 職場における熱中症による死傷災害の発生状況

下記のグラフは厚生労働省が公表している「2025年(令和7年)職場における熱中症による死傷災害の発生状況(令和7年12月末速報値)」のうち、2016年から2025年までの職場における熱中症による死傷者数の推移です。2021年を境に死傷者数は年々増加傾向にあります。



出典:厚生労働省「2025年(令和7年)職場における熱中症による死傷災害の発生状況(令和7年12月末速報値)」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001662461.pdf>



## 3 「職場における熱中症防止対策のためのガイドライン」に基づき取組みをお願いします!

厚生労働省で示すガイドラインに基づき、下記を参考に熱中症防止に向けて取り組んでいただきますようお願いいたします。

### 第1 職場における熱中症リスクの評価

**STEP1** 熱中症リスクとなる暑熱要因があるか、作業場内から特定する

**STEP2** WBGT指数計を用意し、実際に測定して作業場内のWBGT値を把握する

**STEP3** 把握したWBGT値を基に熱中症のリスク評価を行い、必要な対策を検討する

### 第2 熱中症リスクの評価に応じた熱中症対策の実施

#### ①労働衛生管理体制の確立

- ・各管理者を選任し、役割を決める
- ・作業手順、作業計画の策定
- ・報告体制の整備、手順の作成、周知

#### ②作業環境管理

- ・熱を遮る遮へい物を設ける等のWBGT値の削減
- ・休憩場所の整備等

#### ③作業管理

- ・作業時間の短縮化
- ・暑熱順化
- ・水分、塩分の摂取
- ・透湿性、通気性の良い服装の選択
- ・職場巡視

#### ④健康管理

- ・健康診断の結果に基づく対応
- ・日常の健康管理(十分な睡眠、体調管理、過剰な飲酒をしない)
- ・労働者の健康状態の確認
- ・身体の状態の確認

#### ⑤労働衛生教育

- ・熱中症の症状、予防方法、緊急時の救急措置、事例等についてあらかじめ教育

上記ガイドラインの詳細は、下記リンクまたは右記QRコードから確認いただけます。熱中症対策に取り組む前にご確認いただきますようお願いいたします。

○厚生労働省「職場における熱中症防止対策のためのガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001676299.pdf>



熱中症対策に関し、有益な情報や安全衛生教育に活用できる資料、視覚教材等がございます。ぜひご活用ください。

○厚生労働省「学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう!職場における熱中症予防情報」

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

